

税務キャッチ・アップ

所得税関係

改正後の寡婦・ひとり親の要件についての注意点

1 寡婦控除の改正の理由

これまで、婚姻歴のない、いわゆる未婚のひとり親は寡婦（寡夫）控除の対象とはなっていなかった。

しかし、「未婚のひとり親も婚姻歴のある親も経済的に苦しい状況は同じであり、離婚・死別した親の子どもも、いわゆる「未婚の母」等の子どもも、「ひとり親の子ども」という点では同じであって、過去の婚姻歴の有無で区別することは不公平」との理由から寡婦（寡夫）控除の対象に未婚のひとり親を加えるべきとの意見により令和2年において寡婦控除が改正され、ひとり親控除が創設された。

2 改正による要件の違い

(1) 所得要件の徹底

改正前の寡婦においても、「合計所得金額が500万円以下の者」との所得要件は一部にあったが、「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者、又は夫の生死が明らかでない一定の者で、扶養親族その他その者と生計を一にする者がいる者」も寡婦に該当し、寡婦のすべてに所得要件があったわけではなかった。

しかし改正後の寡婦、ひとり親については、必ず「合計所得金額が500万円以下の者」の所得要件が付されている。

この改正で、必ず所得要件が付された点では、要件が統一されてわかりやすくなったといえる。

(2) 事実婚無し要件の追加

改正後の寡婦、ひとり親については、「その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定の者がいないこと」の要件が必ず付されている。

寡婦は「夫と離婚した後婚姻をしていない者」「夫と死別した後婚姻をしていない者」が対象であり、ひとり親は「現に婚姻をしていない者」が対象である。

これは、両方とも婚姻した相手がない者に対する所得控除であり、「事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者」がいるのと同様であるため、寡婦控除、ひとり親控除の趣旨に反してしまう。そのため事実婚無しの要件が付されたのである。

3 実務上の注意点（事実婚無しの確認について）

① 確認方法

この「事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者」がいるか否かの確認は、住民票の記載で確認することになり、具体的には、住民票の続柄に「見届の夫」「見届の妻」「その他事

実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄」の記載のある者がいるか否かの確認となる。

本来、事実婚の確認は、住民票の記載にこだわらず、その実体で確認すべきである。しかし、その実体で事実上婚姻関係にある者の確認をするとすると、執行上その認定が困難であると考えられる。そこで事実婚状態の者については、執行可能な範囲で対応を行うべきとの考え方から、ひとつの割り切りで、住民票の記載で確認する方法となった。

② 住民税との関係

寡婦、ひとり親の改正は、住民税においても行われ、所得税と同様の定義となった。

この場合、国税の段階ではすぐに確認が難しい住民票の記載について、住民税の計算を行う市町村では、容易に確認ができる。

そのため、事実婚無し要件について、間違えて寡婦・ひとり親控除を適用しても、すぐに確認が取られてしまい、国税についても後日は正を行うことになるであろうことを、認識しておくべきである。

（右山研究グループ
税理士 鹿志村 裕）